

神歯国保  
jinshikokuho

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります!

～2021年(令和3年)3月の利用を予定～



昨年5月に健康保険法の一部を改正する法律が公布され、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」が導入されました。

2021年3月の本格運用に向けて厚生労働省はマイナンバーカードの取得を促しております。「オンライン資格確認」は、医療機関等を受診する際に被保険者の本人確認と資格情報の確認がリアルタイムで可能になるほか、将来における正確な診療・医療データの基盤となるなどのメリットが期待されております。

また、個人でマイナポータルに登録をすれば、子育てや介護などの行政手続きがオンラインで申請できるようになる予定です。

## 政府広報抜粋

### ◆どんないいことがあるの?

- 就職・転職・引越しをしても健康保険証としてずっと使える!(医療保険者への加入の届け出は引き続き必要です)
- あなたが同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できる!
- マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報が見られる!
- マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がカンタンに!
- 限度額適用認定証がなくても高額医療費制度における限度額以上の支払が免除される!

### ◆いつから使えるの?

—現在—

- マイナポータルで、利用申込受付中!
- 2021年3月(予定)から—
- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能
- 2021年10月(予定)から—
- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能
- 2021年分所得税の確定申告(予定)から—
- 確定申告における医療費控除の手続きがマイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に

※現在のご使用の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。また、今後も2年ごとに更新をする予定です。  
※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

平日: 9時30分～18時30分

(当組合での上記の取扱い時期については現在検討中です)